

議 事 録

令和8年度四万十町農業委員会 5月総会

日 時 令和8年5月27日（水）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第3号 会期の決定について
- 第2 指定第4号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第6号 非農地証明事務処理報告について
- 第6 議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第6号 四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第9 議案第7号 令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
- 第10 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 7. 浜田 大彰 |
| 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 |
| 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 |
| 19. 太田 祥一 | 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 |
| 24. 市川 絢子 | 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 |
| 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

5. 佐竹 孝太 6. 下元 誠一郎 18. 吉田 健夫

〔事務局〕

小嶋 二夫 ・ 中平 英徳 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 槇尾 拓生 ・ 山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、またお足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。田植えの方も大分片付いてきている状況です。終わられている方はご苦労様でした。また、残っている方はもう少し頑張っていたきたいと思います。

昨日テレビの番組で米を買い取っている業者の取材をやっていました、今年の今頃からいうと昨年買った米の在庫が昨年より2倍ほど持っている。安くしないと売れない、たくさん仕入れたのに売れないという状況があるようです。原価を1、2割割ったような状況で売らなくてはいけない。新米が出るまでには処分したいというようなことを業者が言っていました。高く仕入れたのに高く売れない、安くしてもどんどん売れるわけではないと困っているとおっしゃっていました。作付けを今している最中ですが、秋にはどれくらいの値段で売れるのかまた、どれくらいで販売されるのか。去年は作って良かったなという金額だったので続けてもらいたいと思いますが、中々そうはいかない状況になってまいりましたので、米の買い取り価格は下がるのは間違いないとだろうと言われています。なんとか政府にも考えていただいて、買う側も大変だと思いますが作る側も経費がたくさん掛かっていますのでこれをしっかり考えてほしいと思っています。

ホルムズ海峡も相変わらず封鎖状況になっております。一部の船は通れていると聞いていますが、大半の船は通れない状況にあります。早く封鎖がとくように、政治経済がしっかり回るような形をとっていただきたいと思います。

それと、皆さんのお手元にも配っておりますが7月3、4日と岡山に視察研修に参ります。皆さんにアンケートを取った結果、今年もこの時期にしました。皆さんのご参加どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和8年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号26番甲把雄委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

26 番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、5番佐竹孝太委員、6番下元誠一郎委員、18番吉田健夫委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員16名、推進委員20名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和8年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和8年5月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に17番西川香代美委員と36番上野渡委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて日程第3、報告第4号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号、農地法第18条の規定による合意解約通知について、ご説明します。議案書は、3ページです。件数は窪川地域から1件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、七里字早川甲1601番、地目、田、面積1,982㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに令和8年4月9日です。説明は以上です。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第4号は終わります。

議長 続いて日程第4、報告第5号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は4ページからです。件数につきましては窪川地域4件、西部地域1件、計5件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、黒石字向屋敷1443番、地目、田、面積3,644㎡、外13筆あり、合計14筆、面積、計17,688.48㎡です。届出日、令和8年4月17日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、勝賀野字ヲチアイ217番1、地目、田、面積、177㎡、外13筆あり、合計14筆、面積、計15,057㎡です。届出日、令和8年5月7日、届出事

由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号3番、土地の所在地、川ノ内字神屋式1263番1、地目、田、面積、472㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計603㎡です。届出日、令和8年4月20日、届出事由、相続。あっせんについては、希望するとなっております。

番号4番、土地の所在地、川ノ内字神屋式1263番1、地目、田、面積、472㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計603㎡です。届出日、令和8年4月20日、届出事由、相続。あっせんについては、希望するとなっております。

番号3番、番号4番につきまして、あっせんを希望されるということで農地を調べたのですが、1つは耕作されており、1つは倉庫が建っている状況でした。こういった希望なのか、お伺いしたく、受理通知書のかがみ文に農業委員会事務局まで連絡をいただくように記載したのですが、現在まで連絡がない状況となっております。以上です。

続いて、西部地域です。番号5について説明します。土地の所在、大正字郡山851番、地目、田、面積334㎡。外1筆あり、計2筆で、面積が計631㎡です。届出日、令和8年4月30日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。私から1つ、5番の案件ですが現地確認不能地という形が今まであまり出たことないと思いますが、説明をしていただきたいと思います。

事務局 現地確認不能地ですが、登記簿にはあるけど現地がどこにあるか分からない土地を現地確認不能地と表記させていただいております。

議長 初めて出てきた言葉ですが、何か質問等あれば。37番佐々木通委員。

37番 現地確認不能で相続できるのか。

事務局 相続は可能です。

議長 他に何かありませんか。12番竹村加壽子委員。

12番 地目が田から山林になった場合、地目変更せずに相続出来るのですか。

事務局 今回3条の3なので現況に合わせて登記地目を変えて名義を変える必要はございません。

議長 他にありませんか。

議長 特になければ、報告第5号は終わります。

- 議長 続いて、日程第 5、報告第 6 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告第 6 号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項、及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書は 7 ページをご覧ください。
今月は窪川地域から 2 件となっております。
番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページです。南川口字中ヤシキ 470 番 2、地目、田、面積は 251 m²です。申請地は、20 年以上前から宅地として利用されており、現在に至っております。令和 8 年 4 月 21 日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。
番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページです。興津字馬場屋式 1583 番、地目、畑、面積は 224 m²です。申請地は、30 年以上前から宅地として利用されており、現在に至っております。令和 8 年 5 月 7 日、担当委員と職員が現地を確認し「証明基準のエ、人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。報告は以上です。
- 議長 報告第 6 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第 6 号は終わります。
- 議長 続いて、日程第 6、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第 4 号、番号 2 番は、議席番号 4 番小野重明委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番の審議、採決を行い、その後に 4 番小野重明委員に退席していただき番号 2 番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明します。件数につきましては窪川地域からは 1 件、西部地域の 1 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。議案書は 8 ページ、添付資料は 5 ページです。番号 1 番について説明します。
土地の所在地、瀬里字シンヤ 386 番、地目、田、面積 706 m²です。権利事由は、所有権移転による売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。申請地では、栗を耕作する計画です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 議案第 4 号、番号 1 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。37 番佐々木通委員。
- 37 番 現状は整地されています。譲受人は農地を効率よく利用しています。年間 150 日以上農作業に従事しています。取得する農地の周辺農地はほとんど荒廃した農地で悪影響を

与えることはないと確認しました。以上です。

議長 議案第4号、番号1番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番の審議を行いますので、4番小野重明委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号2番を説明いたします。議案書は8ページ、添付資料は6ページになります。
番号2番、土地の所在地、南川口字中ヤシキ1029番、地目、田、面積1,783㎡です。
権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画です。
以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第4号、番号2番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。3番谷脇誠郎委員。

3番 5月25日に譲受人と現地で譲渡人は電話で確認をしました。譲受人と譲渡人は兄弟です。50年ほど前、父親から兄の譲渡人に名義変更しました。譲渡人は高知市在住で弟の譲受人が田んぼを作っていると。今回贈与するということです。譲受人は、地域のリーダーで人望の厚い人で何ら問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第4号、番号2番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について番号2番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、「議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号2番は、原案のとおり可決されました。4番小野重明委員の除斥をとき、着席していただきます。小野重明委員、番号2番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書9ページ、今月は西部地域から2件です。番号1番について説明します。添付資料は7から8ページです。

申請地は、2筆。土地の所在地、大正北ノ川字西ノダン 408 番1、地目、畑、面積 336 m²。外1筆あり計2筆、面積は計 379 m²です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場です。転用理由は、寺院の参拝者の利便性の向上のため駐車場を新設するものです。農地区分ですが、農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しております。転用計画につきましては、8ページの土地利用計画図に示している形で、駐車場を整備する計画です。周囲の状況は、北西側は同意ありの農地、その他は譲渡人の農地のため特に影響はないものと考えます。土地の造成計画については、整地後にコンクリート敷きにする計画です。進入計画については、申請地南側の道より直接進入します。排水計画については、雨水等は傾斜を付け 408 番4へ流し、自然浸透させます。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費以上であることを確認しています。

つづいて番号2番について説明します。添付資料は9から11ページです。

申請地は、5筆。土地の所在地、河内字橋詰 267 番2、地目、畑、面積 161 m²。外4筆あり計5筆、面積は計 1,474 m²です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設及び駐車場の新設です。転用理由は、予冷库の新設と、道路向かいにある事務所と加工場の従業員と搬入用の大型トレーラーの駐車場を整備するものです。農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりのある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第四条第2号のイ「申請に係る農地を農業用施設の用に供するもの」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、10ページの土地利用計画図に示している形で、予冷库と駐車場を整備する計画です。周囲の状況は周辺農地の同意は得ており、特に影響はないものと考えます。土地の造成計画については、道路面まで切土をして整地、全面砂利

敷きにする計画です。進入計画については、接道である町道より直接進入します。排水計画については、雨水のみで自然浸透させます。資金計画については、金融機関の残高証明書にて必要な事業費以上であることを確認しています。また、申請地の 273 番 1 と 269 番の間にある町道については分筆後、払い下げまたは交換を 268 番 2 と 267 番の間にある水路についても現況にはなく影響もない為、払い下げを行うよう担当課と話しを進めている事を確認しております。説明は以上です

議長 議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、15 番中原英昭委員。

15 番 番号 1 番について説明します。譲受人と言いますか譲渡人と言いますか、どちらも同時に話を聞いています。許可が下り次第着手するということです。計画面積の妥当性は周辺と言いますか、寺院の参拝者の利便性向上のための駐車場ということですが、駐車場とよべるような所が無くて、ほとんど皆歩きで参拝していた形です。必要最低限の計画になっています。それと駐車場は必要で駐車場となっているのですが本堂がもし火事になった場合、消防車が直接入って来れるような状態じゃなくて手前で止まって消火活動しないといけないようです。それで奥まで消防車を横付けして消火出来るようにしたいということもあって駐車場を作ろうとなったそうです。以上の確認の結果、転用は問題ないと判断します。

議長 続いて、番号 2 番について。13 番武内道則委員。

13 番 24 日に現地確認をしまして、お三方と区長と隣の農地の方に電話で話を伺いました。現況は畑で茶畑になっております。茶畑を挟んで事務所と加工場がある会社でさつま芋と栗の加工をしています。サツマイモが 10 月後半から年内いっぱいまで加工作業が続くのですが、繁忙期には町道に車が通れるくらい空けて 13 台ほど車を停めて作業をしています。地元の方も冬場の荒だたきをしたい時に田んぼに入れなかったと苦情もあったそうで、地元の区長さんにもお伺いしましたが、駐車場を作れと前から話をしていたそうです。芋を作る農家が増え量も増えてきて、今ある予冷库が手狭になってきて増設と駐車場の申請が上がったそうです。

県外に住んでいる方は月に 1 回くらい帰ってこれる時は帰って来ている方で、茶畑の管理は地元の業者に作業委託をしているそうで、お茶も最近是人を雇って収穫しても合わないぐらい値段が下がっていて、相談を受けた時に二つ返事で売買になったようです。議案書に売買金額が載っていないので売買金額は納得の上ですかと聞いたところ、思っていたより安いですが、耕作放棄地になって周りに迷惑をかけるよりはましと言っていました。隣の農地の方にも話を聞きましたが全然問題ないとのこと。路駐ばかりよりはやった方がいいと。今回の転用は問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 5 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8、議案第6号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第6号、番号6番から番号9番は、私が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番から5番の審議、採決を行い、その後、私が退席し番号6番から番号9番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」について説明します。議案書は10ページです。添付資料は12ページからご覧ください。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域9件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号8番につきましては、高知県農業公社から取り下げるとの連絡がありましたので、議案から削除いたします。

番号1番、土地の所在地、富岡字下越ノ端201番、地目、田、面積、3,446㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計5,418㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日の3年です。作物は、WCSを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号2番から番号5番までは受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、興津字松ノ前3864番、地目、田、面積800㎡、外8筆あり、合計9筆、面積、計6,262㎡です。設定は新規になります。期間は、令和8年6月12日から令和11年6月11日までの3年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号1番から5番までの説明は以上です。

議長 議案第6号、番号1番から5番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、29番石田芳秋委員。

29番 番号1番について、5月20日に借受人に確認しました。この田んぼは借受人の田んぼと貸出人の田んぼが隣接しているという事で以前から作って欲しいという事で作っていたそうです。

借受人はニラ、水稻等を中心に地域の担い手としてしっかり農業をされている方です。更新ということで問題ないと判断します。田んぼの方は稲が植わっています。

議長 続きまして、番号2番から5番までを一括で、33番橋本健太郎委員。

33番 番号2番から5番まで、貸出人からは26日に確認しました。借受人からは本日27日に話を聞いてきました。番号2番ですが、住所が一緒になっていますが借受人のおじいさんになっています。電話で確認を取ったのですが、孫と祖父の関係で問題ないと思います。

借受人は認定農業者ではありませんが、申請中で地域の担い手でもあります。耕作の状況も効率よく耕作しており、年間150日以上 of 農作業に従事していることも確認しました。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第6号、番号1番から5番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第6号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から5番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から5番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号6番から9番の審議を行いますので、議長を宮脇眞弓会長職務代理に交代して私は退席します。

職務代理 よろしくお願ひします。では、6番から9番までの事務局の説明を求めます。

事務局 番号6番から番号9番の説明をいたします。議案書は12ページ、添付資料は34ページからになります。番号6番から番号9番までは受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、藤ノ川字宝山945番、地目、田、面積、996㎡、外5筆あり、合計6筆、面積 計9,918㎡です。設定は更新になります。期間は令和8年7月1日から令和17年2月28日の8年8カ月です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第6号、番号6番から番号9番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。31番武市敏男委員。

31番 6番、7番、9番についてまとめて説明させていただきます。借受人から5月22日、現地等確認してきました。借受人は認定農業者でもあり、地域を代表する担い手の方々です。地域の圃場を広く計画的に作付けをして維持管理し、面積も30町を超えていますが年間150日以上、農作業も行っております。内容も更新であり、また貸出人からも引き続き管理してもらいたいという事も確認しております。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第6号、番号6番から番号9番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第6号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号6番から番号9番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第6号、「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号6番から番号9番は原案のとおり可決されました。19番太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。太田祥一委員、番号6番から番号9番は原案のとおり可決されました。議長を交代します。

議長 続いて、日程第9、議案第7号、「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてご説明します。議案書は14ページからです。これは、令和7年度に目標を設定しました最適化活動の目標に対する実績(成果)を、各委員さんから先月出していただいた自己評価等を踏まえて、農業委員会が点検・評価するものです。評価にあたっては、農林水産省からの通知文書に示されておりまして、それに基づき評価したものとなります。内容についてご説明します。

大きく3つの項目に分かれております。上の段の1最適化活動の成果目標、下の段の2最適化活動の活動目標、3点検・評価結果となっております。

順番に見ていきますが、1最適化活動の成果目標について、これも3つの項目に分かれております。(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進です。まず(1)の農地の集積ですが、前年度末(R6年度末になりますが、)の集積率49.3%

に対して、目標集積率が 50.5%。それに対する今年度末（R7 年度末）の実績ですが、52.7%の集積率でございました。

次に、（２）遊休農地の解消等についてです。緑区分解消面積の目標と実績について、それぞれ記載しております。

（３）新規参入の促進ですが、これは農地の所有者等から新規参入者へ貸付の同意を得て公表した面積を記載することとなっていますが、該当が無いため実績は 0 です。

※ただし、新規参入者が取得した農地面積は 5.7 ha の実績となっています。

次に、下の段、２最適化活動の活動目標についてです。最適化活動を行う農業委員の人数 19 人、推進委員の人数 20 人です。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月当たり 6 日に対して実績が 5.25 日（昨年度は 4.15 日、一昨年度は 4.77 日）でした。

（２）活動強化月間は 3 月設定していましたが、予定通り 3 月実施しましたので、目標、実績共に 3 回です。

（３）新規参入相談会への参加は、目標 3 回に対して、実績は 3 回となっております。

最後に、３点検・評価結果についてです。

これについても、評語の決定方法などについては、農林水産省通知の別表に基づき当てはめたものとなります。推進委員等の点検・評価結果についても、同様に表に当てはめた点数をもとに評語を決定しております。以上内容の説明となりますが、今回決定いただきましたら、県、市町村長及び農業会議に通知し、6 月末までに町 HP 等で公表することになっております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 7 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 7 号「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 7 号「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」は、原案のとおり可決されました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10、その他の件について議題とします。事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さん何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました
案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和 8 年度四万十町農業委員会 5 月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 50 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 17 番 _____

署名委員 36 番 _____